

食料・農業・農村政策審議会経営分科会 議事録

平成18年8月2日

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会
経営分科会 会議次第

平成 18 年 8 月 2 日 (水)
午後 2 時 ~ 午後 4 時
於：農林水産省第二特別会議室

1 開 会

2 経営分科会会長挨拶

3 経営局長挨拶

4 議事

(1) 報告事項

これまでの経緯について

担い手育成運動の取組について

(2) 諮問事項

法第 3 条第 3 項の規定に基づく面積単価及び同条第 5 項の規定に基づく数量単価
について

法第 4 条第 2 項の金額の算定に関する省令を制定することについて

5 連絡事項

6 閉 会

午後2時00分 開会

松尾経営政策課室長 定刻の午後2時を回りました。ただいまから食料・農業・農村政策審議会経営分科会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またお暑い中御参集いただきまして、まことにありがとうございます。室内ちょっと暑くなっておりますので、できれば上着を外していただくようお願いしたいと思います。私ども省エネの一環といたしまして軽装を心がけておりますものですので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

それでは、まず、食料・農業・農村政策審議会経営分科会の委員構成につきまして、今般「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」並びに同法施行令により本分科会に新たに品目横断的経営安定対策に関する調査審議事項が追加されました。これに伴いまして、食料・農業・農村政策審議会会長から新たに10名の委員及び臨時委員が本分科会に所属いただくよう御指名がありました。

これによりまして、本分科会の定数が、委員及び臨時委員を合わせまして18名となっております。他方、八木委員、立花委員、永木委員、新山委員の4名におかれましては、本日は御都合により御欠席でございます。従いまして、現在14名の委員に御出席いただいておりますのでございます。

この結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条第1項の規定によりまして本分科会は成立しておりますことを、まず御報告申し上げます。

それでは、本日御出席の委員の皆様方の御紹介を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の2の委員等名簿を御覧いただきたいと思っております。

まず、経営分科会長の前川委員でございます。

前川分科会長 前川でございます。よろしくお願いたします。

松尾経営政策課室長 次に、本分科会会長代理の大木委員でいらっしゃいます。

大木委員 大木でございます。

松尾経営政策課室長 それから、今回より御参加いただく中村裕委員でいらっしゃいます。

中村(裕)委員 中村です。よろしくお願いたします。

松尾経営政策課室長 続きまして、臨時委員の御紹介をさせていただきます。

まず、安倍委員でいらっしゃいます。

安倍委員 安倍でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 お隣でございますけれども、桑田委員でいらっしゃいます。

桑田委員 桑田でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 それから、今回より御参加いただく近藤委員でいらっしゃいます。

近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 酒井委員でいらっしゃいます。

酒井委員 酒井です。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 それと、また今回より御参加いただく高柳委員でいらっしゃいます。

高柳委員 高柳でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく竹内委員でいらっしゃいます。

竹内委員 竹内でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく永井司委員でございます。

永井（司）委員 永井でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく永井則夫委員でいらっしゃいます。

永井（則）委員 永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく中村隆司委員でいらっしゃいます。

中村（隆）委員 中村です。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく富士委員でいらっしゃいます。

富士委員 富士でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 最後でございますが、同じく藤尾委員でいらっしゃいます。

藤尾委員 藤尾です。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 続きまして、農林水産省側の出席者を御紹介させていただきます。
まず、高橋経営局長でございます。

高橋経営局長 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 そのお隣が中尾大臣官房政策評価審議官。

中尾審議官 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 柄澤経営局経営政策課長でございます。

柄澤経営政策課長 柄澤でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく経営局、村上保険課長でございます。

村上保険課長 村上でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 続きまして、相馬大臣官房統計部経営・構造統計課長でございます。

相馬経営・構造統計課長 相馬でございます。

松尾経営政策課室長 塩川大臣官房参事官でございます。

塩川大臣官房参事官 塩川です。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 続きまして、総合食料局食糧部、下村計画課長でございます。

下村計画課長 下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく佐々木食糧貿易課長でございます。

佐々木食糧貿易課長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 続きまして、生産局、竹森農産振興課長でございます。

竹森農産振興課長 竹森です。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 同じく松島特産振興課長でございます。

松島特産振興課長 松島でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 農村振興局、坂井農地・水・環境保全対策室長でございます。

坂井農地・水・環境保全対策室長 坂井でございます。よろしくお願いいたします。

松尾経営政策課室長 また、審議会規則第3条2項の規定によりまして、この審議会は公開が原則となっておりますので、本分科会につきましても公開となっております。傍聴を希望される方が本日お見えになっておられます。

なお、資料、議事録等につきましても後日公開することになっておりますので、御了承いただきたいと思えます。

それでは、お手元に資料をお配りしておりますが、資料一覧にありますとおり、資料1から資料8までの構成となっております。恐れ入りますが、いま一度、御確認いただきまして、不足しているものがありませんでしたら事務局にお申しつけください。

それでは、開会に当たりまして、前川分科会長からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

前川分科会長 本日は、皆様におかれましてはお忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成18年8月2日付で農林水産大臣から、先般の通常国会で可決成立した「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に関しまして、生産条件

不利補正交付金の面積単価及び数量単価並びに収入減少影響緩和交付金の金額の算定方法についての諮問がなされ、このことについての調査審議を行うために本日、経営分科会を開催させていただくことになりました。

本日御審議いただきます内容は、戦後農政の大改革である品目横断的経営安定対策の導入に係る事項でありますので、調査審議を始めるに当たり、まず事務局より品目横断的経営安定対策の概要等を含めまして関連事項の説明を受けた上で、その後諮問の内容について説明いただきますので、どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、今回より当分科会関係の委員の構成に変更がありますが、委員各位の御協力をいただきまして円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、重ねてよろしくお願いいたします。

以上です。

松尾経営政策課室長 分科会長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、高橋経営局長からごあいさつを申し上げます。

高橋経営局長 高橋でございます。

昨日8月1日付で経営局長を拝命させていただきました。委員の皆様方には今後ともよろしく願いいたします。

食料・農業・農村政策審議会経営分科会ということで、ただいま分科会長からもお話しございましたが、新たな法律に基づきまして新しい組織体制をつくらさせていただきました。これまで以上に各般に及びまして幅広い議題がこの分科会で行われるということになりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思います。最初をお願いをさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、戦後農政の最大の改革ということで、先般の国会におきまして農政改革3法案、品目横断的経営安定対策に対します新しい担い手経営安定新法、それから食糧法、あるいは糖価調整法等の改正、こういったものが3法成立させていただいたわけでございますけれども、さかのぼりますと、食料・農業・農村基本法の段階におきまして既に価格政策から所得政策への転換を図っていくということが示されていたわけでございます。

このような中で、既に米等の部分におきましては先行的な改革が行われていたわけでございますけれども、これをより幅広いものとするということで、昨年の基本計画の改定、そして昨年秋には経営所得安定対策等大綱ということで、いわゆる大略を決定させていただいたわけでございます。そして、これに基づきまして先般の国会でこの法律というもの

を定め、いわゆる戦後農政の改革立法という中に位置づけられるというふうに思っております。

これから19年4月の施行、実はその前に、もう麦に関しましては加入手続ということが直近で迫っておりますので、19年4月だけではないわけでございますけれども、私どもとしては早急にこの担い手育成を詰めていかなければならないと思っておりますが、いずれにいたしましても19年4月の施行に向けて予算あるいは交付金単価の詳細等について御決定をいただくということが残っているところでございます。

今回御審議いただきますのは、諸外国との生産条件の不利を補正するための交付金の面積単価及び数量単価、それから収入の減少の影響を緩和するために行います交付金の算定方法、この2つにつきまして諮問の1、2ということで、資料7、8に詳細を記載させていただいておりますけれども、御諮問して御審議をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、先ほど来、申し上げておりますように、19年4月の施行ではございますけれども、その準備、これまでの積み重ねとしては、最後の馬力をかけて担い手育成運動というものを現在詰めております。そのためにも、今日御審議いただく内容というものは、そういった意味では掉尾を飾るというわけではございませんけれども、必要欠くべからざるものでございますので、真摯な御議論をぜひともお願いいたします。

最後に、委員の皆様方におかれましては、お暑い中御参集いただきまして、そういうことで御審議をいただくわけでございますけれども、今回の審議が今後の我が国農業の担い手の育成確保のために非常に重要であるということの御認識を再度お願いいたしまして、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私のあいさつは以上とさせていただきます。では、よろしく願いをいたします。

松尾経営政策課室長 それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、前川分科会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

前川分科会長 前川でございます。

先ほど御紹介いただきましたが、改めましてよろしく願い申し上げます。

以後、着席させていただいてよろしいでしょうか。

まず、議事に入ります前に確認及び報告事項がございます。2題ほどございます。

まず第1は、冒頭、事務局から説明がございましたが、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」により、経営分科会の所掌事務が新たに追加されました。資料3というのがございますが、食料・農業・農村政策審議会関係資料の、その7ページ、8ページをお開きいただきますと、7ページの一番最後の行になりますが、食料・農業・農村政策審議会令第6条第1項の表、経営分科会の部分を御覧いただけますでしょうか。

本分科会の所掌事務に新たに、以前は7ページの第1号と8ページの第2号でございましたが、第3号が追加となり、具体的には、先ほど申し上げましたとおり、生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法に関することでございます。

これに伴いまして、中村裕委員、総合食料分科会食糧部会の臨時委員をされている竹内委員、立花委員、中村隆司委員、富士委員、藤尾委員の5名、及び生産分科会甘味資源部会の臨時委員をされている近藤委員、高柳委員、永井司委員及び永井則夫委員の4名、計10名の委員の方々が新たに当分科会の委員として、食料・農業・農村政策審議会長より指名を受け、今回の分科会より調査審議に参画いただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、2番目に、経営分科会の今後の運営についてでございます。経営分科会の所掌事務が新たに追加されたことを踏まえまして、これまで当分科会で調査審議してまいりました農業災害補償法の施行に関する農業共済掛金標準率等の算定方式につきましては、分科会の効率的な審議を行うという観点から、その運営について検討が必要と考えております。この具体的な内容につきましては、私に一任していただき、後日改めて御説明することとしたいと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

前川分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上の2題でございますが、続きまして、それでは、議事に入りたいと思います。

まず、品目横断的経営安定対策の概要及び品目横断的経営安定対策の対象となる担い手の育成の取り組み状況について、一括して事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

柄澤経営政策課長 経営政策課長の柄澤でございます。

座って御説明させていただきます。

お手元の資料、横長で資料 6 - 1 というものと資料 6 - 2 というものがあるかと思しますので、御覧いただきたいと思ます。

今、分科会長からお話ございましたように、諮問事項の御審議をいただく前に、今までの議論の経緯、それから担い手運動の取り組み状況について、まず御報告、御紹介申し上げさせていただきたいと思ます。

資料 6 - 1 の、1 枚おめくりいただきまして 1 ページをお願い申し上げます。

これまでの議論の経緯ということでございますが、そこに順を追って書いてございますように、一番上のところ、11 年 7 月に新たな食料・農業・農村基本法が制定されたわけでございます。この法律の中で、いわゆる価格政策から所得政策へ政策を転換するという方向が盛り込まれたところでございます。

この新しい基本法を受けまして、12 年 3 月に、食料・農業・農村基本計画が、最初の基本計画として決定されたわけでございます。この最初の基本計画の中に、右に書いてございますけれども、育成すべき農業経営を、個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から農産物の価格変動に伴う農業収入または所得の変動を緩和する仕組み等について今後検討を行うということで、このときに経営安定対策と呼ばれるものの検討を行っていくということが計画上記述されたということでございます。

これを受けまして検討が進められてまいりましたが、昨年 17 年 3 月、最初の基本計画の改定が行われまして、新たな食料・農業・農村基本計画が決定されております。この新しい基本計画の中におきまして、右にございますように、いわゆる担い手を対象とした品目横断的経営安定対策を平成 19 年産から導入するということが明確になったわけでございます。その計画において、対策の仕組み、あるいは経営規模、経営改善の取り組みに関する要件等について具体化していこうということが定められたわけでございます。

これ以降、この対策の枠組みにつきまして検討が進められてきたわけでございますが、17 年 10 月に経営所得安定対策等大綱というものを省議決定いたしまして、ここにおきまして、今日お諮り申し上げます品目横断的経営安定対策につきまして、対象者の要件、対象品目、支援の仕組みなど、その詳細が具体化されたというところでございます。

その後、この対策につきましては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」という形で国会に提出いたしまして、非常に長時間の御審議をいただいたわけでございますが、去る 6 月 21 日に法律第 88 号ということで公布されたところでございます。

御参考までに、この法律自体、今日の資料の中に資料5という形で法令集をお付けしておりますので、よろしければ御参照いただければと思います。

この法律をもって枠組みは整ったわけですが、この対策の所要の予算措置等につきまして、その後さらに検討を進めまして、つい先般でございますが、本年の7月21日に経営所得安定対策等実施要綱という形で、この対策の事業規模等を具体化したというのが今までの議論の経過でございます。

この対策におきます、いわゆる生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価あるいは収入減少影響緩和交付金の算定方法の省令につきまして、この法律に基づきまして本審議会の意見を聴取するという事になっておりますので、本日その御審議をお願いいたしまして、決定させていただければ速やかに単価等につきまして官報に公示をするというのが今後の段取りということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

この対策の内容について概略が書かれてございます。

そこに3つの箱がございますが、真ん中が品目横断的経営安定対策でございます。左側が、この対策と表裏一体と言っておりますが、米の生産調整を円滑に実施するための対策といたしまして、米の生産調整支援策の見直しということと同じ19年度から実施することでございます。それから右側でございますが、農村地域を面として活性化するための対策として位置づけております農地・水・環境保全向上対策というものも、この対策と車の両輪と呼んでおりまして、この3つの政策を3本柱ということで同時に決定し同時に実施に移していこうというような考え方でございます。

真ん中の品目横断的経営安定対策のところを御覧いただきたいと思いますわけですが、対策の内容、後ほど下のページで御説明いたしますけれども、今後の段取りとしましては、本日の審議会ですべての単価、省令をお諮りした上で、19年度の予算概算要求におきまして所要の予算を要求し、そして一番下、19年度から本対策の制度を導入することということで、この制度の導入に当たりましては、左右それぞれの米政策あるいは農地・水・環境保全向上対策と一体として実施していくということを考えているところでございます。

その下の3ページが、この品目横断的経営安定対策の主なポイントが書かれてございます。一番左のところ、実は現行政策の基本的な考え方でございます。真ん中が19年度以降導入しようとしております品目横断的経営安定対策のポイントでございます。

まず、支援の対象でございますけれども、現行政策は、すべての農家を一律に対象とし

て実施しているということがポイントだと思っております。この点を、真ん中の品目横断的経営安定対策におきましては、いわゆる意欲と能力のある担い手というものに限定して支援をしていこうと、そういう考え方が大きなポイントでございます。

具体的に、意欲と能力のある担い手とは何かということが、その下に書いてございます。2つのカテゴリーがございまして、1つは個別経営、これは個人、法人を問わないわけですが、個別経営というものにつきましては、現在、認定農業者の仕組みがございまして、認定農業者になっていただいて、そこにございまして、都府県であれば4ヘクタール以上、北海道であれば10ヘクタール以上の経営規模というものを基本原則にすると、これは1つ目のカテゴリーでございます。もう一つは、一定の条件を備えた集落営農ということで、集落ぐるみで一つの形態として発展していただくというタイプのものがこの2つ目でございます。この集落営農につきましては20ヘクタール以上の規模要件を設定しているということでございます。

ただし、この4ヘクタール、10ヘクタール、20ヘクタールというような規模要件につきましては、その下の括弧書きにございまして、あるいは小さいけれども多くの所得を上げているような経営といったものにつきましては、一定の特例を設けて、この規模要件の例外にするという扱いをしているわけでございます。

それから、もう一つのポイントは、現在の政策体系は、左下にございまして、個々の品目ごとの価格に着目した支援でございます。これを今後は、品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した対策としていくということが2つ目の大きなポイントでございます。

この経営全体に着目した支援といった場合に、2つの柱で考えてございまして、1つは諸外国との生産条件の不利を補正する、いわゆる内外のコスト差、担い手であっても埋め切れないコスト差を補てんしていくという考え方でございます。これにつきましては、対象品目として、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目を考えているところでございます。それから2つ目が収入の減少の影響を緩和するための補てんということで、これは国内の収量の変動する、あるいは市場価格の変動すると、その振れが大きいと担い手の経営に支障が生じますので、この毎年の短期の振れを一定の基準のもとに補てんしていくという考え方でございます。これについては、市場価格で価格が形成されております米も含めた5品目を対象としてこの対策を講じていくと、この2本柱で考えているところでございます。

これは、今回の対策のポイントでございますけれども、この対策によりまして、右にありますような政策効果ということで、1つは農業の構造改革を加速化する、2つ目に経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進する、3つ目に国際規律の強化にも耐えられるような政策体系にするという効果が期待されると考えているところでございます。詳しくは、後ほど諮問事項のところでお説明申し上げたいと思っております。

以上が、これまでの議論の経過でございます。

続きまして、恐縮ですが、資料6-2を御覧いただきたいと思っております。

担い手育成運動の取り組みについてということでございます。

1枚おめくりいただきまして1ページを御覧いただきたいと思っております。

一番上の箱の中に書いてございますように、19年産からこの品目横断的経営安定対策を導入するということが決まった17年3月の基本計画の決定以降、私ども農林水産省のみならず、各農業団体とも十分連携協力いたしまして、担い手育成運動を全国的に展開してきているところでございます。特に、2つ目の丸にございますように、昨年10月には対策の具体的な規模要件等が明確になりましたので、この対象者の具体的な要件を念頭に置きながら、さらにこの運動の取り組みを加速化してきたという経緯でございます。

具体的に見ますと、下の左上の箱にございますように、行政あるいは団体を含めまして、あるいは、全国、県レベル、地域レベル全部含めまして、5月末現在で7,900回ほどの意見交換を全国各地で展開しているというようなことですか、あるいは、私どものホームページを利用しまして徹底的に情報をお流しするというようなことも努めているところでございます。

それから、支援措置ということで、左下にございますように、集落への、あるいは個別の認定農業者それぞれ、いろいろな課題があるかと思っております。こういった課題に応えるための支援策ということで、18年度に予算総額で107億円措置いたしまして、いろいろなニーズにお応えしているところでございます。

それから、右側の関係団体の方の推進体制でございますけれども、全国段階、都道府県段階、地域段階それぞれにおきまして、団体横断的な組織を協議会として設置しております。県段階では、もちろん全都道府県で設立済みでございますし、地域段階では、一番右下のところを見ますと900以上の地域協議会が設立されておりまして、市町村、JA、農業委員会それぞれの組織横断的にお入りいただきまして、いろいろな担い手の支援のニーズに応えていくということでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページでございます。

具体的な取り組みの結果どういう状況になっているかということでございますが、一つは認定農業者の数でございます。かなり認定も加速化しておりまして、17年度中の新規認定数は1万9,000程度になっており、累計20万の大台に乗ったというところでございます。

また、集落営農については、下のところがございますが、先ほど百数億円の支援策と申し上げた中で、特に集落のリーダーの活動を支援する予算を措置してございます。この予算に対しまして、全国で3,000を超える地区からこのリーダー活動の取り組みをしたいというふうなお申し越しがありまして、これにお応えして支援を申し上げているところです。こういった活動が具体的な成果に結びつくのではないかと期待しているところでございます。

具体的な品目横断的経営安定対策のスケジュールでございますが、その下にございますように、19年産といった場合に、一番最初の作物が今年の秋に播かれる秋まき麦でございます。この秋まき麦を作付ける農家につきましては、もうあと1月切ったところでございますけれども、本年9月1日から9月、10月、11月と3カ月、加入手続を受け付ける段取りでございます。もう目前にその加入申請が迫っているという状況でございます。

なお、麦を作付ける農家以外の農家、米なり大豆なりを中心とする農家、集落営農につきましては、来年の4月、5月、6月の3カ月で加入手続を受け付けることとなっているところでございます。

そのページ以降、3、4、5、6、7、8、9ページにわたりまして、県ごとの担い手運動の取り組み状況、あるいは担い手の現状などデータとしてつけさせておりますので、御参照いただければ幸いです。

最後に、10ページのところを御覧いただければと思います。

10ページのところに、この品目横断的経営安定対策の対象面積の推計ということで、一定の試算をしたものをお付けしてございます。この対策の対象がどのくらい入るのかということは、よく質問されるわけでございますけれども、やはり申請行為をもって受け付けるということがありますので、この申請が始まってみないことには正確なところは見通すことはなかなか困難でございますけれども、この10ページの下での試算の考え方に、ちょっと小さい字で書いてございますように、規模要件、いろいろな特例がございますが、これを仮に、一律に日本全国8割に緩和されるというような仮定をする、あるいは、個別の形態、まだまだ認定農業者になっておられない方もたくさんいらっしゃるわけですが、仮に

この規模要件をクリアしている方が全員、認定農業者になったと仮定する、あるいは、集落営農につきましては、一元経理等々の要件がございますが、これも規模要件を超えております集落営農組織が、仮にこういった要件を全部クリアするという仮定を置いた場合にどうなるかということを最新のセンサスに基づきまして試算したところでございます。

その結果、その上にございますように、面積割合で考えた場合に、水稻で大体5割程度、麦、大豆で9割程度、てん菜、でん粉原料用ばれいしょで大体10割というような試算が成り立つということでございます。これはあくまで予算積算上の試算でございますので、具体的には、この申請の時期までにさらに担い手の取り組みを進め、多くの方に対象になっていただきたいということでございます。

いろいろな課題がある中で、農林水産省を挙げ、また関係団体とも連携して全力でこの担い手づくりに取り組むということをやっておりますので、ぜひ委員各位の御指導、御支援もいただければ幸いです。

以上でございます。

前川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のございました事項につきまして審議を始めたいと思います。

諮問事項第1、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第3条第3項の規定に基づく面積単価及び同条第5項の規定に基づく数量単価についてでございます。諮問事項第2、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第4条第2項の金額の算定に関する省令を制定することについて、につきまして、一括しまして事務局より説明をお願いいたします。

柄澤経営政策課長 それでは、引き続きまして御説明申し上げます。

まず、資料7-1と資料8-1を御覧いただければと思います。

この2枚が本日の諮問の文書でございますので、まず最初のこの資料7-1と資料8-1を読み上げさせていただきたいと思います。

資料7-1でございます。

食料・農業・農村政策審議会会長殿。

農林水産大臣。

諮問。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88

号)第3条第3項の規定に基づく面積単価及び同条第5項の規定に基づく数量単価について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料8 - 1でございます。

食料・農業・農村政策審議会会長殿。

農林水産大臣。

諮問。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第4条第2項の金額の算定に関する省令を制定することについて、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文につきましては、以上でございます。

今申し上げました諮問の2点それぞれにつきまして、資料7 - 4、資料8 - 3の2種類の資料で御説明申し上げます。

まず、資料7 - 4を御覧いただければと思います。

面積単価と数量単価の考え方でございます。

1枚おめくりいただきまして1ページをお願い申し上げます。

このページに法律の条文が書いてございますが、四角で囲っております第3条3項のところに、面積単価を農林水産大臣が一定の事項を考慮して定めるとございます。内容については後で御説明申し上げます。

それから、第3条5項、右側の四角の中に、数量単価を同様に農林水産大臣が一定の事項を考慮して定めることが条文で規定されているわけでございます。

そして、以上の2つの面積単価、数量単価につきまして第3条第7項、下から2つ目の条文でございますけれども、「農林水産大臣は、この面積単価等を定めようとするときは食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。」ということございまして、本日は、この条文に基づきまして本審議会の意見をお聴きしているというところでございます。

内容につきまして、1枚おめくりいただきまして2ページを御覧いただければと思います。

これらの単価は、そこにあります生産条件不利補正対策の単価であると、まず御理解いただきたいと思います。そして、この生産条件不利補正というのは一体どういうものかというのが中央の図でございます。

一番長い矢印が左から3分の1ぐらいのところにございます。「担い手の生産コスト」とありますが、この高さが我が国で担い手が対象品目を生産するときに必要となるいろいろなコストの高さだというふうにお考えいただきたいと思います。そして、その右下に麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょといった白い棒グラフのようなものがありますが、この白い部分がいわゆる販売収入ということで、市場で成立した価格による農家の収入ということでございます。こういった品目につきましては、輸入品が非常に低い関税で国内に入ってくるというようなことが要因となっておりまして、国産品の販売価格も、こういったことでコストに比べてかなり少ない割合になっているというのが実態でございます。

従いまして、この販売収入だけでは担い手といえどもこの生産コストが賄えない、コスト割れになってしまうという状況が現在発生しているということでございます。

今般この生産条件の不利を補正をしようというのはどこの部分かといひますと、一番左側の矢印、「生産条件に関する不利」という矢印がございますけれども、要するに、担い手の生産コストから今申し上げました市場で得られる販売収入を引いた残りの差、この差を補てんしていくということをしめせんと担い手の生産が成り立たないということでございます。この差について、今回の法律によりまして交付金を交付していこうという考え方でございます。

一番左のところに法律の条文、第3条1項というのが書いてございますが、要するに、我が国の生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利、国内の生産者にとっての不利の部分を交付金の交付によって補正していくという考え方でございます。

この生産条件に関する不利をどういふふうにご補正していくかというときに、一番真ん中のところでございますが、2種類の交付金によって補正していくということをお考へております。一つは、上の緑色のところでございますが、過去の生産実績に基づく交付金という部分、それからもう一つが下の黄色い部分でございますが、毎年の生産量・品質に基づく交付金という部分と、この2つの種類の交付金によって全体としてこの生産条件に関する不利を補正していこうという仕組みでございます。

どうしてここの2つの交付金でこの不利を補正していこうかということは、幾つか理由がございますが、まず一番下の欄を御覧ください。一番下の欄に現在のWTOの国際ルールが書いてございます。現在のWTOルールは、関税等の市場アクセスの部分のみならず各国の国内補助金、国内支持についても規律が及んでいるわけでございまして、左側のいわゆる俗に「緑の政策」というカテゴリーと右の「黄の政策」というカテゴリー、この

ほか「青の政策」というカテゴリーに分類されているとお考えいただきたいと思います。

左のWTO上「緑の政策」というものに当たれば、これは貿易や生産に悪影響を及ぼさない政策ということで、一番下のところに書いてございますように、支援の削減約束の対象とならない、要するに削減しなくてもいいというふうな取り扱いがなされます。これに対しまして、右側の「黄の政策」というものに当たりますと、国際ルール上支援の削減を迫られるということになってしまうわけでございます。左側の「緑の政策」に当たるためには、幾つかの要件がございますが、赤字で書いてあります「生産者に対する直接支払」と言われるものに該当した場合には、この「緑の政策」に当たるというふうになるわけでございます。

ところが、この直接支払に当たるためには、上の箱に戻って、中央の箱のところに目を移していただきますと、緑のところにありますように、過去の生産実績に基づくものにならなければいけない。過去の一定期間にどのぐらいの面積をつくっていたんですかということをお一人お一人確定いたしまして、過去の生産面積に着目した支払いにしないとこのWTO上の「緑の政策」に該当しないことになるわけでございます。

従いまして、その緑の箱のところに書いてございますように、今般19年産から導入いたしますので、その過去というのはいつかということが書いてございますが、平成16年から18年の3年の平均をお一人お一人農業者ごとに確定いたしまして、それぞれの何ヘクタールだったということに基づく支払いをこの交付金でしていこうということでございます。

ただし、この過去の交付金をできるだけ多くしたいというふうに考えましても、実際にはその年々にどれぐらいいいものをどれだけつくるかといった政策がございませんと、生産者にとってはいいものをつくっても悪いものをつくっても同じだと、あるいは、その年に何もつくらなくてもお金が出るということになりますと、いろいろ政策的にも支障は生じてまいりますし、またモラルハザードを起こすということでございますので、そういった意味で下の黄色い部分、すなわちその年の生産量、あるいはどのぐらいいいものをつくったのかという、品質に着目した交付金もあわせて交付しませんと、なかなかうまくいかないということで、この緑の部分と黄の部分を組み合わせた形の仕組みを考えていることを御理解いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。

具体的に、それでは幾らぐらい支払ったらいいいのかということでございます。今2ページで申し上げました、担い手の生産コストから一定の販売収入を引いた残りということで

ございますので、これを具体的に計算した結果がこの3ページでございます。

具体的に、計算する上での考え方が一番下の参考のところに「諸元の考え方」ということで書いてございます。まず、担い手の生産コスト、すなわち生産費というもの、それから収入は、販売価格に収量を乗じたものでございますので、販売価格をどういうふうにか考えるのか、それから単位面積当たりの収穫量をどういうふうにか考えるのかをこの諸元の考え方に書いているわけでございます。

この考え方をそれぞれの品目に当てはめまして、最新のデータで計算した結果が真ん中の欄に書いてございます。小麦で御覧いただきますと、「標準的な生産費」、すなわち担い手のコストが、とある10アール当たりの金額です。それから、販売収入につきましては、「販売価格」×「単位面積当たり収穫量」ということで、に書いてあります10アール当たりの金額です。最終的にその差ということでございますので、 - 、すなわち「生産条件に関する不利」の欄に書いてございますのが、今回私どもが考えております水準に相当してきます。小麦でいいますと、10アール当たり平均的な額としては4万400円ということでございますし、目を右に転じていただきますと、大豆で言えば2万8,900円、てん菜で4万1,300円、でん粉原料用ばれいしょで5万2,900円ということでございます。

なお、単位数量当たりに換算した額がその下に括弧書きでそれぞれ書いてあるところでございます。

なお、大麦、はだか麦につきましては、注の1に書いてありますように、小麦のようなデータがそろわないといった面がございますので、小麦をベースに一定の換算をして設定している御理解いただきたいと思います。

続きまして、1枚おめくりいただきまして4ページと5ページにおきまして、今申し上げた全体の水準を考慮し、先ほど申し上げた面積単価の部分と数量単価の部分と、それぞれどういうふうにか考えていくのかお示ししています。

まず、4ページは面積単価の考え方でございます。面積単価につきましては、一番上の欄に書いてございますように、過去の生産実績に基づいて支払われる交付金の単価ということでございます。これは、担い手にとって考えてみた場合には、やはり長期にわたって安定的、継続的に支援を受けられるというメリットがございますし、先ほど申し上げましたように、WTOの国際ルールを考えましても、できるだけこの過去の生産実績に基づく交付金のところを多くしたいということがございます。そういったことを考えまして、この中盤のところの欄に書いてございます小麦2万7,740円等々の数値につきましては、先ほ

ど申しあげました生産条件に関する不利の総額のうち相当程度を占めるように計算して設定し、ここに全国平均の面積単価をお示ししているところでございます。

ただ、この面積単価につきましては、上の箱の2番目の丸のところに書いてございますが、面積当たりの支払となりますので、過去にいろいろな生産性向上の努力をされた農業者、それから現状の政策の支払い実績もございますので、できる限り各地域の単収の水準を考慮する必要があるということでございます。

従いまして、ここに掲げておりますのは全国の平均的な単価でございますけれども、実際にはそれぞれすべての市町村ごとの面積単価を、単収の違いを正確に反映して設定いたします。具体的には、真ん中辺に書いてございますように、市町村別の面積単価ということで、これは、算式にありますように、全国の面積単価を全国の平均的な収量で割り戻しまして、これにそれぞれの個別の市町村の平年的な単収を掛けて市町村ごとの面積単価を計算するということが必要になってまいります。この市町村別の単収というのは、左下に書いてございますように、できるだけ直近の豊凶の影響を受けないような、平年的な単収を使う必要があるということで、具体的には農業災害補償制度の単収を基本としております。

この市町村ごとの面積単価につきましては、別の資料でございますが、資料7-3を御覧いただきたいと思っております。

これは、非常に膨大なものでございますが、日本中の市町村の単収を品目ごとに正確に反映したものです。それぞれの面積単価をこのような形で計算しているということ御理解いただきたいと思っております。続きまして、数量単価について、先ほどの資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。

5ページでございますが、この数量単価というものは、先ほども申しあげましたように、生産者のその年の生産性向上努力、あるいは品質向上努力を適切に反映できるということが主眼でございますので、この数量単価につきましても品目ごとの生産性向上あるいは品質向上のインセンティブが働くような格差を設けた数量単価を設定する必要があるということでございます。

具体的には、左側に、まず小麦、大麦等麦類が掲げてございます。ここにございますように、まず農産物検査の等級区分というのが1等、2等と2つに分かれています。それから、いわゆるランク区分と呼ばれる品質の格差、この詳細は下の注に書いてございますが、現行制度上もこのようなA、B、C、Dという4ランクにそれぞれ分かれておりますので、

結果として1等のAランク、1等のBランクといった合計8ランクの品質区分が現状の政策でも設定されているわけでございます。今後、19年産からの新たな政策におきましても、この品質格差の考え方を継続するという事で、この8ランクごとにそれぞれの数量単価を格差をつけて設定することを考えたところでございます。

同様に、右下のてん菜あるいはでん粉原料用ばれいしょにつきましても、現行の制度、取り引きにおいて、糖度あるいはでん粉含有量に基づきまして一定の格差がつけられております。新たな対策におきましても、てん菜につきましては糖度0.1度ごと67円、あるいは、でん粉原料用ばれいしょにつきましてはでん粉含有率0.1%ごと70円というような格差を設定するのが適切ではないかということで、ここにお示ししてございます。

なお、大豆につきましては、現行の制度上、単價格差はないわけでございますけれども、実は、市場では農産物検査等の等級別取引価格が形成されているような実態がございますので、この農産物検査等級を基本にランク区分を設定したらどうかということで、そこにお示ししているような形での格差を設定しているということでございます。

なお、この数量単価につきましては、その5ページの一番上の箱の2つ目の丸にございますように、今後の担い手の経営の安定を図る、先を見通した経営を行っていただくというような観点から、数量単価は、当面3年間固定してはどうかということで考えたところでございます。

今御説明したのは、1点目の諮問事項の面積単価と数量単価の考え方でございます。

続きまして、次の資料8-3、最後の資料について、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして1ページ目でございます。これは、米を含めて5品目を対象とする収入減少影響緩和対策の交付金の算定方法を定める省令と、お考えいただきたいと思えます。

下に法律の条文がございます。第4条2項を御覧下さい。対象農業者ごとに標準的収入額、過去の一定の基準を定めます。後で申し上げますが、過去の一定の基準である標準的な収入額と前年度の収入額、これはその年の収入額とお考えいただきたいと思えますが、その差額に着目しまして、一定のルールで省令で定めるところにより算定した金額をお支払いする、その省令が今から申し上げる省令ということでございます。

なお、その下にありますように、農林水産大臣は、この省令を定めるときには本審議会の意見を聴かなければならないということで、本日お諮りしているということでございます。

省令の主なポイントは、3つございます。

過去の一定の収入額である標準的収入額と前年度の収入額、すなわち、その年の収入額の差額の1割を控除した9割に着目して支払うというのが1点目。

それから、その9割お支払いする原資としましては、生産者1、国3の割合であらかじめ拠出をしておきまして、その拠出金を原資に、お支払いするというのが2点目。

それから、3点目は、本制度と関わってまいります農業災害補償制度との関係です。自然災害等に基づく災害が発生したときの収量減については、農業災害補償制度に基づく農業共済の共済金が支払われるわけでございますので、制度の重複を避けるために、農業共済の共済金相当額を本対策の支払いから控除するということです。

この3点がポイントでございます。

具体的に、次のページを御覧いただければと思います。

2ページに、今申し上げたことを算式で上に示しています。

先に下の図を御覧いただきたいと思います。

まず、下の図の左側、標準的収入額というものがございます。これは、対象農業者ごとに、対象品目ごとの単位面積当たり標準的収入額と交付前年度の生産面積を乗じて得た金額を合計して算出いたします。この標準的収入額につきましては、品目ごとに過去5年のうち最高と最低を除いた中庸の3年の平均、いわゆる5中3とっておりますが、5中3の収入額を標準的な収入額とするということでございます。

これに対しまして、前年度の収入額、ここで前年度とっておりますのは、その交付金をお支払いする前年度という意味でございますので、その年とお考えいただきたいと思えます。その年の収入額をその対象農業者ごとに算出するわけでございます。

支払いの考え方としましては、その標準的な収入額と前年度収入額を比較いたしまして、その差額が出てまいります。その差額がマイナスになっている場合には、差額の9割を補てんするというところでございますが、先ほど申し上げましたように、一定の場合に農業災害補償制度に基づく共済金が支払われますので、この共済金相当額を控除いたしまして、その残りをお支払いするというところでございます。

そのお支払いする原資は、対象農業者が1、国が3の割合であらかじめ拠出をします。拠出金のボリュームといたしましては、その下の吹き出しにございますように、標準的収入が1割下落しても耐えられるような額をあらかじめ積んでおくという考え方でございます。国が3支払うということは、4分の3支払うということでございますので、上の算定

方式で0.75が掛けられているのは国が出す部分が0.75だという意味でございます。

次の3ページでございますが、今申し上げた控除する共済金相当額をどのように考えるかということでございます。

この3ページの上の箱の1つ目のポツでございますが、今回のこの交付金は、販売価格が下落する場合、あるいは収量が減少する場合、両方あるわけでございますが、それに伴う収入の減少の一定割合を補てんするわけでございますけれども、自然災害等によって一定以上の収量の減少がある場合には、別途、農業災害補償制度によって補てんされるという場合がございますので、その場合、控除をするということでございます。

具体的な控除の考え方は、中央の図でございます。左にあります標準単収というものを設定しまして、標準単収に品目ごとに一定の割合を乗じます。9割のものもあれば8割のものもあります。その一定の割合を乗じたものから交付前年度の単収を引き、残りがあつた場合、単収差ということでございます。この単収差が生じた場合には、数量当たりの価額を乗じまして単位面積当たりの共済金相当額を算出し、それぞれの農業者ごとの生産面積を乗じた額をそれぞれ品目ごとに計算し、合算して、その方の共済金相当額とする考え方でございます。

なお、この標準単収、割合、数量当たりの価額というのは一体何かというのが注に書いてございます。ポイントとしましては、割合というのは、現在の農業災害補償制度で措置されております最高の補償割合です。一番高い割合で補償されるという前提でその額を控除すると考えているわけでございます。

4ページ、5ページを御覧いただきたいと思つたいます。

4ページのところを御覧いただきますと、今申し上げた考え方に沿つた場合に、普通は4ページに書いているような状況になるわけでございます。差額の9割から、今申し上げた共済金相当額を控除した残りを本対策でお支払いする。共済金相当額はそのまま控除されるというのが基本でございます。

ただし、例外的なケースが5ページでございます。

5ページの1つ目の、上のケースでございますけれども、このケースはある作物で単収が下がる一方、販売価格が上昇する場合がございます。そういった場合には、単位面積当たりの共済金相当額が本対策で言うところの差額の9割を上回つて算出されるというようなケースがございます。こういった場合には、これをそのまま品目ごとに合算して、その方の共済金相当額ということにいたしますと、ある品目の共済金相当額を使って他の品目

の収入額の差額を相殺してしまうという現象が発生いたします。品目ごとの収入額の差額をほかの品目の共済金相当額で相殺するというのは控除し過ぎということになりますので、この差額の9割のところを上限にして共済金相当額を控除するという調整をするのが適切ではないかというのが、この上の状況でございます。

さらに下の状況も発生いたします。すなわち単収が下がる一方で販売価格が大幅に上昇するようなケースがございます。そういう場合には交付前年度の収入額が標準的な収入額を上回っているのに共済金相当額が算出されているケースでございます。こういった場合には、今の上のケースと同様に、控除し過ぎということになりますので、この場合には共済金相当額はゼロとする調整を行うということでございます。

以上、収入減少影響緩和対策の交付金算定の省令のポイントについて御説明申し上げました。ありがとうございました。

前川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から諮問事項につきまして説明がありました。本件につきまして、これから御意見、御質問をお願いいたしますが、効率的な会の進行ということで、できましたら御意見、御質問につきましては、できる限り簡単をお願いしたいと思います。

なお、本件は平成19年産より新たに導入されます品目横断的経営安定対策に対する事項でありますので、ただいまの説明でも御承知のとおり、かなり細部にわたっております。そこで、対策全般についての御意見、御質問でもお受けしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御遠慮なく御発言いただきたいと思います。

どうぞ、永井委員。

永井（則）委員 まずもって、このたび御決定をいただきました19年度からの新たな政策の具体化の当たりまして、大幅な予算縮減というのが言われていたわけですがけれども、私ども生産者サイドの強い思いを確実に受けとめていただきまして、19年度以降の新たな農業展開のための財源確保等、確保していただきましたこと、まず関係者の皆様の御尽力と御高配に心から敬意を申し上げたいと思っております。

今後私どもの責任といたしまして、今回措置された新たな政策の内容につきましては、生産者、JA段階まできちんと周知徹底をした中で、19年度からの新たな制度への円滑な移行と定着に向けて強力に対応してまいりたいと、そのように思っております。

そうした中で、本日御説明をいただいた各市町村別の面積単価の関係について2点ほど

ちょっと意見を申し上げさせていただきたいと思います。

1点目でございますけれども、本日示されました市町村別の面積単価についてでございますけれども、今、市町村の行政合併が片方で進められているということで、17年度以降合併がなされた市町村にありましては、合併後の新しい市町村の平均単収により算定がされているというふうに伺っております。このため、従来から生産性の向上に努力した、単収が高い旧市町村地域といたしますか、その担い手にとりましては、合併によって今までの高い単収が薄まるというようなことになるわけでありまして、旧市町村単位で手取り額の乖離が大きく生じるようなそういう懸念があるのではないかと考えております。

このため、担い手の経営の安定を図るという観点からすれば、合併前の旧市町村単位での単位収量というものを使用して算定することが適当ではないのかなど、そのように考えてございますが、いかがなものでしょうか。というのが1点でございます。

それから、2点目につきましては、今般資料7-3の中で春まき小麦の面積単価も示されているわけございまして、春まき小麦につきましては、生産性の向上を図るということで品種改良なり、また、技術として近年では、前の年の秋から冬にかけて種をまきつける初冬まきという技術が確立されておりまして、ここ数年で飛躍的に生産性が上がってきているというふうに受けとめています。

しかしながら、今般の面積単価算定に用いられております単収というのが、市町村の平均的な収量を基礎ということになっているわけございまして、その技術革新に伴う生産性向上というのが反映されていないようなそういうふうにと受けとめているわけでありまして、特に春まき小麦につきましては、消費者の需要も高まってきているということで、面積拡大に向けて努力を現在傾注しているわけでありまして、本日示された単価水準、担い手が生産意欲を低下するのではないかと、そういうような懸念も持っているわけございまして、よろしければこれに対する見解をお伺いしたいと、そのように考えてございまして、よろしく願い申し上げます。

前川分科会長 ただいまの2点、どうですか。柄澤経営政策課長、お願いいたします。

柄澤経営政策課長 2点御意見お伺いしましたので、それぞれ私どもの考え方を申し上げます。

まず、1点目の市町村合併が行われた場合のお話でございますが、これはもう御案内のとおり、長い間市町村合併はずっと続いてきておりますので、これはルールとしてどこの時点で切るかということであると思っております。おっしゃるように、旧市町村でやった方が得

な場合があるというようなお話もあろうかと思いますが、一方では、恐らく旧市町村でやれば損になるところもあるわけでございます。ルールでございますので、やはりどこかの時点で決めまして、その時点での市町村の範囲でやること以外に、私どもはないと思っております。ずっと何十年も前の旧市町村に、では戻っていけということにもなりかねませんし、また、私どもが使おうとしておりますこの農業災害補償制度に基づく単収というものが、場合によって旧市町村単位で存在しないというような場合もあり得ますので、全国統一の確定したルールにするためには、ここはそういった御事情あるのはわかるわけでございますが、やはりルールとして、ある時点での行政区画、客観的なデータが得られる最小の行政区画というものを使う以外ないというふうに思っておりますので、どうかそこは御理解いただきたいと思えます。

それから、2点目のお話でございますが、確かに春まき小麦、生産性の向上に努力いただいているのは事実だと思っております。ただ、先ほど資料7-4の4ページで御説明申し上げましたように、市町村別の面積単価を設定するときに、それぞれの市町村のできるだけ豊凶の変動を受けない安定した単収を用いないと、これまた不公平が生ずると。例えば直近に災害があったと、単収が落ちたと、ではそういうところは無視していいところだけ使うというわけにもまいりません。

従いまして、私ども、客観的、公平的にルールをつくるためには、その4ページの左下にございますように、できるだけ豊凶の影響を受けない、農業災害補償制度で用いております市町村ごとの単収というのが一番フェアな、客観的、公平な単収だと思っておりますので、この点についてもぜひ、ルールとして客観的なものとして、御理解いただければということでございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

永井委員よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。

はい、中村委員お願いいたします。

中村(隆)委員 二つ三つ質問がありまして、1つは、数量単価については当面3年間は固定するというふうに記述されていますので、3年間たったから見直しをするというようなことかなというふうに読み取れるんですが、面積単価については何ら記述がないということは、相当の期間この面積単価については固定をするということであると思えます。そうであるとすれば、何かそういうふうなことでもいいのかなと。例えば極端な例を言うと、

隣に北中さんがいるので申しわけないんですが、麦をつくっている人が、あまり数量をたくさんとらなくても面積単価で補償されているからいいやというふうなことになっても面積単価は補償されるとすると、何となくおかしいなというような感じがするものですから、数量単価については当面3年間固定というふうに書いてあって、面積単価にはなぜ書いてないのかということが1つ。

それから、2つ目は、この今回の生産条件不利補正は、この考え方については私も賛同するところですので、基本的なフレームワークについては特に異議等はないんですが、ただ、これは経営分科会の議論ではないのかもしれませんが、財源措置のことについては何らここには出ていない。従来どおりの財源捻出の方法ですと、いわゆる大半が、受益者負担という言葉が正しいかどうか判りませんが、言ってみれば使っている方が負担すると、最終的には消費者が負担するというふうな構図が、今までと同じように行われるんだとすると、その国産農産物を原料としている食品業界の国際競争力は一方向に向上しない、それから消費者はいつまでも高いものを食べなければいけないということで、むしろ逆に、こういう直接支払いをやっている国はたくさんあると思うんですが、ほかの国々では一体どういうふうな仕組みになっているかということをご参考までに教えていただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

前川分科会長 ありがとうございます。

柄澤経営政策課長 2点御質問いただきました。

1点目の面積単価の固定かどうかというお話でございますが、面積単価につきましては、先ほどの説明の中でも触れましたように、基本的に、WTOの国際ルールにおいて「緑の政策」というものに位置づけられるということが基本だと思っております。この「緑の政策」に該当するためには、今後の、ということではなく過去の生産要素としての生産面積に着目した単価ということでございますので、必然的に過去のものとは変わりますので、これは基本的に固定するというものですからここにはあえて書いてないということでございます。

先ほど申し上げましたように、過去というのは平成16、17、18の3年の平均を使うということでございまして、WTOルール上この更新は基本的に認められないということでございますので、現段階で私ども、この基準期間なりその面積単価を見直す予定はないということでございます。

それから、2点目の財源の問題でございますが、今回まさに品目横断的な対策ござい

まして、この財源あるいは支出の経理につきましては、特別会計を利用して経理を行っていくということを今念頭に置いているわけでございます。この特別会計の財源、歳入の面で考えてみた場合には、もちろん一般会計の予算もございしますが、御指摘の麦の外麦差益分、あるいはてん菜に係る砂糖の調整金、でん粉原料用ばれいしょに係る抱き合わせユーザー負担分等々の財源も想定しているわけでございまして、こういったものをその特別会計の中で経理し、各品目の生産条件不利補正交付金の財源として活用していくということを基本的に考えているところでございます。

それから、あと最後にお触れいただきました外国における財源の実態というようなこともございましたが、私どもが承知している限りでは、諸外国でこういったユーザー負担というようなことで直接支払いの財源になっているというようなことは、聞いていないところでございます。

前川分科会長 これに対して何か。

中村(隆)委員 ということは、ほかの国では税金から投入されているということだというふうに理解していいですね。

柄澤経営政策課長 基本的にそういうことだと思います。

前川分科会長 よろしゅうございましょうかね。

では、酒井委員、お願いいたします。

酒井委員 3点ほど考え方をお聞かせいただきたいと思いますが、まず、資料7-4の2ページと3ページに絡みまして、ここでの交付金のところで、今お話ありましたように、過去の生産実績に基づく交付金が3年間平均、それから、その下の算定の考え方のところでいきますと、販売価格の方では5中3平均、あるいは、単位面積当たり収穫量でいきますと7中5平均というような数値の算出の違いがございまして、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、資料8-3のところ、交付金の算定方式のところ、生産者と国が1対3となっておりますが、例えば農業災害補償制度ですと1対1です。この違いをお聞かせいただきたい。

それから、3点目でありまして、品目横断的経営安定対策の導入によって、農業災害補償制度にどのような影響があるのかという点、これら3点についてお尋ねします。

前川分科会長 お願いします。

柄澤経営政策課長 3点目の農業災害補償制度の関係につきましては、担当の保険課長

からお答え申し上げます。

1点目の、販売価格は5中3、単収は7中5、それから過去の生産実績は16年から18年とした考え方の御質問であったと思います。

まず、この販売価格と単収の考え方の違いでございますけれども、販売価格につきましては、やはりできるだけ新しい市場動向というものを担い手に対してシグナルとして発していかなければいけないということでございますので、なるべく直近の市場価格の動向をこの単価の計算上反映していこうということで、比較的最近年次の5中3としたところでございます。他方、単収につきましては、やはり長期にわたる作柄の変動、収量の変動というものをできるだけ平年化したものでとらえていくのが適切だということで、このところは7中5という考え方の違いを打ち出しているということでございます。

それから、過去の生産実績でございますけれども、これもWTOに整合するという面がございますけれども、できるだけそれぞれの農業者の方の現状の生産実態に近いところをとっていくことが適切だというふうに思っておりますが、一方で年によって若干振れるということも勘案しまして、直近3年という考え方を採用しているところでございます。

それから、2点目の収入減少影響緩和対策の生産者と国の拠出金の負担割合が、1対3としていることに関してでございます。これにつきましては、米については、類似の現行制度の生産者と国の拠出割合を見た場合には、担い手であっても現行制度上概ね1対2の割合になっているところでございます。今般こういった形で恒久的な法律に基づく制度に基づきまして、できる限り担い手にメリットを付与することが基本だと思っております。現行制度で概ね1対2になっているところを1対3にして、この担い手メリットをできるだけ厚くするという考え方で、このように措置していると、御理解いただければ幸いです。

村上保険課長 保険課長の村上でございます。

御質問の3点目、農業災害補償制度に対する影響でございますが、大まかに2点申し上げたいと思います。

まず、第1点目、先ほど経営政策課長から御説明がありましたように、この収入減少影響緩和交付金を算定する場合には、基本的に農業災害補償制度の共済金相当額は控除をするという扱いになっております。従いまして、基本的にはこの収入減少影響緩和交付金と農業災害補償制度とが重複することはないことから、この収入減少影響緩和交付金の導入によりまして農業災害補償制度が大きく影響を受けるとということはないと考えております。

ただ、2点目には、技術的な影響というのはございます。従前は品目ごとの価格対策、例えば麦については麦作経営安定資金などがございまして、それが今回廃止されて、この生産条件不利補正交付金に統合されるということになっております。従前の品目別の価格対策は、その年の生産量に連動しておりましたので、農業災害補償制度の共済金額の算定に当たってそれも算入されていたんですが、生産条件不利補正の交付金に変わって以降は、先ほどの説明の中にありましたように、緑の部分と黄の部分に分かれて、緑の部分は過去の実績に基づいて算出する、すなわちその年の収量に影響されない固定部分ということになりますので、そうすると、その固定部分は当然農業災害補償制度の対象にならないということになりますので、そこは論理必然的に共済金額から外れると、こういうことになります。ただ、共済金額が下がりますので、その分農家が負担する掛金も下がると、こういう技術的な影響は多少ございます。

以上でございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

酒井委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。

はい、永井司委員

永井(司)委員 日本スターチ・糖化工業会の立場から申し上げます。今回、今までの抱合せ制度から調整金制度に大きく変わることになりました。主に輸入されるトウモロコシに調整金がかかることになります。その調整金を農家に支払う交付金について、疑問というか、教えていただきたい点があります。資料7-4の4ページによりますと、面積単価ではでん粉原料用ばれいしょは3万7,030円で固定されることになっています。一方、大豆、てん菜、麦、でん粉原料用ばれいしょは輪作体系にあります。例えば農家が他の畑は従来どおりで、でん粉原料用のばれいしょの畑で大豆をつくった場合、その場合は、農家は面積単価に関しては大豆の2万円ではなくて、でん粉原料用ばれいしょの3万7,000円を貰うことになり、でん粉原料用ばれいしょの生産は減ることになります。本来、我々が払うことになっている調整金分の交付金は、でん粉原料用ばれいしょの生産数量に応じて減らなければならないのに、実際は面積単価分はそのまま、数量単価分しか減らない、即ち調整金もその分しか減らないということになると考えていいのですか。

農家が今までのようにでん粉原料用ばれいしょで作らず、他の作物を作っても、面積単価で払っているでん粉原料用ばれいしょのこの3万7,000円のこれについては、ずっとト

ウモロコシの調整金からの収入で賄われると考えていいわけですか。輪作体系にあるわけですから、面積単価の高い農地を数量単価の高い他の作物に転作することは可能です。このようなことが起こった場合、どのように対応されるのか教えていただきたい。

高橋経営局長 今回の御質問でございますけれども、基本的には、先ほど中村委員からもございましたけれども、今回の制度につきまして、お金の流れでいきますと出口の話ですね。農家に交付していくことについて今回、単価にしているわけでありまして。当然のことながら、それに必要な財源論ということがあるわけでございます。先ほども説明いたしましたけれども、この財源論に関してみれば、これまで品目ごとに、麦でありますとか大豆でありますとか、あるいは甘味資源とかでん粉原料用ばれいしょ、それぞれごとにあります。今お話がありましたように、でん粉原料用ばれいしょであれば従来の抱き合わせ制度から、今度新しい調整金制度に移行します。それから麦であれば、いわゆる輸入麦のマークアップのところになる。大豆はこれ一般会計でやっていたわけでございます。

これから新しい対策がスタートするわけでございますけれども、確かに過去の生産実績に基づく支払は固定的な支払いですから、その上でどういう営農がなされるかというのは、これは農家の個別の農業経営の自由であります。ただし、一方で「黄の政策」である毎年の生産量・品質に基づく支払というものを設けています。これは諸外国にない制度であります。それは国内で生産されている作物が、やはり品質向上、そういったものをもっともっとやっていかなければいけない、あるいは必要な量を確保しなければいけないということで、この黄の部分も措置をすることにしたわけです。

外国の場合には、基本的に「緑の政策」だけで、面積固定的な支払いで、過去につくっていたものに対しての自由、ただ少々の制約などはありますが、ということになっておりますが、日本の場合にはまだそういう状況ではなくて、良品質生産を誘導しましょうという部分が入ってまいります。

今回の政策では、この誘導措置は黄の部分がありますけれども、それ以外にも、例えば需給管理として、どのようにしていくのか、砂糖なら砂糖の需給管理をどうするのか、麦なら麦の需給見通しをどうやっていくのか、大豆はどちらかという増産、大麦も増産をしなければいけませんけれども、そのような個別品目の需給管理の施策も、程度によって違いはありますが、誘導しようとしておりますので、この品目横断的経営安定対策を導入したからといって、この方向性は従来の作物生産などの誘導方向と基本的には変わるというふうには思っておりません。

従って、確かにおっしゃられるような事態も、それは、個々の場面場面では個別のA農家、B農家、C農家ということで見れば当然あると思いますけれども、大きくマクロの全体ではでん粉原料用ばれいしょの生産量が極端に変わり得るのか、あるいは極端に他品目に移ってしまうのかといいますと、片一方で、先ほど申し上げましたように、全体の需給管理をやっていく、それから片一方で、申し上げたように毎年の生産量・品質に基づく支払、これとあわせてやるということになってまいりますので、もちろんこれは、制度、これから動かしてみないとわからないわけでありましてけれども、一方で品目ごとの自給率目標の達成とかあるわけでございますから、そういった需給管理の手法で動かしていく部分もあるということで、そんなに大きな、制度が根幹を揺るがすようなことには多分ならないのではないかなというふうに思っております。

前川分科会長 ありがとうございます。

永井委員、よろしゅうございましょうか。

それでは、まだまだ御意見、御質問はありと思っておりますが、一応司会を預かっておりまして、遠く遠方から御出席いただいている方もいらっしゃるというふうに伺っておりますので、この辺で、あと御意見、御質問がある方を全部伺っておきまして、また順次こちらで答えていただくように進行を図りたいと思っておりますが、御意見、御質問、ほかにもございませんでしょうか。

では、富士委員、それから近藤委員、藤尾委員、中村委員、高柳委員の順で御質問をいただきたいと思っております。

富士委員 ありがとうございます。

2つの質問と1つの要望ということで、最初の質問は、先ほども高橋経営局長から御説明あったことと少し関連するんですが、数量支払いを3年固定ということになりましたが、当初の議論からして、生産性向上、品質向上、それから日本の自給率を向上させる観点から面積支払いとするしかない、組み合わせるということでありましたが、数量支払いは「黄の政策」なので先々小さくして行って、面積支払いは厚くしていくという考え方が当初あったような経過もございます。そういう意味で3年後、この数量支払いについての黄の支払いというか、というものはそういう方向で見直していくという大きな今後の方向なのかというのが1点でございます。

それから、2点目は、諮問事項とは直接関係ない事項であります。過去実績のない新規作付け、規模拡大、新規参入に対する支払いというのも大きな争点、課題になって、そ

れなりに相応の措置をとるということで決着をしておりますけれども、その過去実績のない新規参入に対する支払いとか規模拡大、生産調整の拡大に伴う麦、大豆の支払いについてはどういう支払いにするのか。当年のいわゆる生産でありますので「黄色の政策」になるのは間違いないので、数量支払いで全部払うというか、そういうやり方なのか、それとも同じように面積と数量に組み合わせて対応していくのかという辺、今そのお考えがあればお聞きしたいというのが2点目でございます。

最後、要望でございますけれども、いずれにしても今までとは違って限られた要件を満たした担い手に対して支払われるということでもありますので、我々JAグループとしても組織の総力を挙げてこの担い手づくりに取り組んでいる最中でございます。

我々の調査でも麦とか大豆につきましては、この4月、5月の調査でも、現状約80%とかという形で担い手に集積をしてきているということで、これから11月が締め切りですが、90%を超えるように、更に担い手にいい麦・大豆を集積していくという取り組みを積極的にやっています。

一方で米は、先ほどの資料にもありましたが、農林水産省は予算上の推測で50%というふうにはしていますが、我々の調査では、現時点では25%ぐらいしか、米、稲作については担い手に集積されていないという実態がございます。そういう意味で、やはり米の生産について担い手の経営体に集積をしていくということが大きな課題であります。これがうまくいくかどうかということが大変な課題だと思っています。

そういう意味で、農林水産省からの支援、それから現場段階におきます関係機関、地方公共団体以下、関係者一体となったそういう担い手づくりの取り組みに対する推進を引き続きよろしくお願ひしたいというのが私の3点目は御要望でございます。

前川分科会長 それでは、近藤委員に引き続きお願いいたします。

近藤委員 直接農家の現場を知らない者の発言ですので、お許しいただきたいと思えますけれども、全く新しい農業に参加しようとする人たちにとってどういうメリットのある施策なのかと。今日配布された資料に「早わかり！品目横断的経営安定対策」というありますが、大変わかりやすくおもしろいなと拝見してはいたんですけども、この7ページに書いてあるところがそれに該当するのかなというふうに思いながら読ませていただきましたけれども、もしそういうことであれば、全く農業そのものに新規に参入する人たちにとってもメリットのある施策であってほしいと思えますし、同時に、そのメリットがあるがゆえに、従来から農業に携わる人たちから見ると、それは不公平な施策であってはない

ようにしていただきたいと。質問ということでございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

その次が藤尾委員。

藤尾委員 米の流通において生産から流通はますます多様化しているわけです。このような状況下で従来以上に良品質で低コストでの生産を実現していく担い手に生産を集約、集中し、重点化し特化していくことが急務だと思います。

それからもう一つは、担い手にとって収入が減少している現況の中で、収入減少影響緩和対策のうち、生産者と政府の積立金負担割合が、先ほど話が出ておりました1対3とされていますが、この1対3で、生産者にとって従来にも増して十分なメリットが得られるのかどうかということをお聞きしたい。

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして中村委員、お願いいたします。

中村(裕)委員 時間の関係もあるようですから、1件質問がありましたけれども、これは富士さんの質問とダブっていますので、後でまた御回答があると思いますから省略しまして、諮問についての見解とお願いをしたいと思います。

まず、品目横断的経営安定対策の生産条件不利補正交付金の水準並びに収入減少影響緩和交付金算定方式につきましては、経営の安定、あるいは継続性という面から見まして必要な支援水準になっているというふうに考えておりますので、この辺は理解をしていきたいと思っています。

ただ、この対策はWTO農業交渉と深くかかわっていると思われまますので、引き続きWTO農業交渉については遺漏のないように対応をお願いしたいと思います。また、過去の生産実績のない担い手等への対応を含む新たな担い手育成確保総合対策につきましては、新規参入の関心の強い現場からの要求が政策化されたということで評価をしておりますので、十分な財政を確保して実施をしていただきたいというふうに思っております。

それから、我々もこの新しい政策については組織を挙げまして、「農地と担い手を守り、生かす運動」を通じて、現場において、より具体的な内容を示しながら加入対象者に対する理解を深めるとともに、新たな農業経営安定対策の普及定着に、一層取り組んでいかなければならないというふうに思っております。ただ、画期的な政策転換でありますだけに、当然のことですけれども、個別経営と集落営農間の問題だとかいろんな問題が現場で幾つか指摘をされていることも事実でございます。市町村合併等で農政の推進体制の脆

弱化が大変懸念をされておりますので、この安定対策が円滑に導入され定着できるよう、推進体制の整備もあわせてお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後に高柳委員にお願いします。

高柳委員 日本ビート糖業協会の高柳でございます。

特に御質問とか特段のご意見を申し上げるつもりはございません。ただいま御諮問いただきました生産条件不利補正対策としての面積単価と数量単価、収入減少影響緩和対策についての算定方法につきましては、特に異存はございません。

農政改革全般に関連して、恐縮でございますけれども、先ほどの御質問の中に欧米のその仕組みはどうかという御質問がございまして、直接支払いが中心というお話も承りました。考えてまいりますと、先進欧米諸国というのは食料自給率が高く、工業国というよりもむしろ農業国ではないかということが私の出張したときの印象でございまして、やはり農業をしっかりしたものにするのが国全般の安定につながるのではないかというふうに思っております。今回の農政改革によりまして一層足腰の強い農業となるように願っているところであります。

また、農産物は当然のことでございますけれども、栽培期間が長うございまして、その間気象変動でございますとか、海外情勢の変動、特に今WTOの問題も出てきておりますけれども、当分凍結か、どこまでどうなるかわかりませんが、そういった情勢の変動を受けやすいと、自然条件はもとよりございますけれども、そういうことの中で、やはり工業生産のようになかなか計画どおり進まないというのが農業の特性ではないかというふうに思っております。その辺からいたしますと、今後の制度運用に当たりましては、やはりセーフティーネットを設けられておりますけれども、内外の情勢の大きな変動があったときには適時適切な御対応をいただければと願っているところでございます。

あわせて、消費者の先生方もいらっしゃいますが、やはり生産消費両サイドの連携を密にしながら相互交流を深めて消費者のシグナルを受けとめながら、高品質、安全安心な国産農産品をお届けしながら、御理解を賜りつつ自給率の向上にむすびつけていけたらというふうに思っているところでございます。

若干質問と離れましたけれども、以上でございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま幾つかの質問等、あるいは御要望、評価等をちょうだいしましたが、まとめてお答えいただけますでしょうか。

柄澤経営政策課長 多くの御意見あるいは御要望、御質問をいただきまして、ありがとうございます。質問にわたる部分を中心に私どもの考えを申し上げたいと思います。

まず、富士委員から数量支払い、当面3年固定ということだけれども、その先どういう方向になるのかという御質問でございます。この点については大変恐縮でございますが、本日こういう形で最新のデータに基づいて試算をいたしまして御提示したばかりのところでございますので、この3年後の状況を今から正確に見通して、現時点でその3年後以降の考え方をこの段階で申し上げるのは非常に困難でございますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

それから、同じく富士委員、それから中村委員から過去実績がない場合のお話、若干ございました。たまたま近藤委員からパンフレットの御紹介がありましたので、このパンフレットをちょっと御覧いただきたいと思います。

この黄色いパンフレットの、近藤委員がおっしゃいました7ページに、ちょうどこの過去実績がない場合のことが書いてございます。7ページの一番下のピンクのところでございますが、過去実績がない場合に対する支援ということで、担い手の経営発展あるいは新規参入等を促進するために需要に応じた生産や経営革新の取り組みを伴いつつ経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援を実施と、こう書いてございまして、私ども、この過去実績がある場合にお支払いするという制度を導入いたしましたが、過去実績がない場合に、もちろんいろいろな場合が考えられるわけですが、どんな場合でもこういう別の支援をするということには到底ならないということでございます。ここに書いてございますような、近藤委員もおっしゃいましたような新規参入の場合、これは過去実績がないのはもう避けられないことでございますし、あるいは生産調整の強化というようなことが今後もし起こってきた場合に、やはりこれは政策目的として一定の支援が必要になると考えます。そういう一定の政策目的がある場合に限りまして、一定の要件のもとで支援をしていこうという考え方でございます。

具体的には、この法律に基づく制度の外で予算措置として19年度の要求に盛り込んでいきたいと思っておりますが、今申し上げた性格上、過去実績そのものを支援するということにはなりません、やはりこういった政策目的が達成されるために再生産が可能となるようなそういう水準の支援ということで、あくまでこういう政策目的を実現するための措

置であり、新規参入なり生産調整というような別の政策目的を実現するためにどういふものが必要かと、そういう観点の予算体系になってくるのではないかというふうに現段階では申し上げておきたいと思ひます。

それから、今、近藤委員から新規参入者にとってのメリットがどういふものかというご質問と、それから、藤尾委員から担い手に特化していくことが急務だというご指摘がございました。まさにこの黄色いパンフレットの今の7ページにございますように、今回の品目横断的経営安定対策に限らず、19年度予算要求をきっかけにしまして、金融、補助金、税制上の措置、これらを総動員しまして何とか担い手のメリットを最大化していきたいということを考えております。

その際、近藤委員がおっしゃられましたような新規参入の方も、もちろん担い手になっていただければ、既存の農業者と同様のメリットを受けられるということは念頭に置いてこういう支援体系を考えていきたいと考えております。先ほどの過去実績がない場合の取り扱いも含めまして、新規参入の方に支障になるようなことがないよう、最大限のメリット措置を講じていきたいという考えでございます。

それから、藤尾委員から、米の収入減少影響緩和対策の拠出が1対3だけれども、本当に担い手にとってのメリットはあるのかというご指摘がございました。今御紹介したこの黄色いパンフレットのちょうど右の8ページの下のところに米の対策の状況が書いてございます。現行対策は、2階建てになっているわけですが、総じて言えば、国と生産者の割合は概ね1対2でございます。これが1対3になると、私どもの具体的な試算によれば、概算でございますけれども、担い手の方が現行制度で拠出する額は10アール当たり5,000円程度でございますけれども、今後、1対3になることによりまして10アール当たり3,000円程度に生産者へ負担が軽減できるのではないかというようなことも含め、今回の政策変更で現行制度以上の担い手メリットが十分申し上げられるのではないかと考えているところでございます。

そのほか中村委員から、今回の政策の実施に当たっての円滑な実施のための体制整備のお話がございました。もとより、先ほど担い手運動のところでも申し上げましたように、間違っても縦割りというようなことにならないように、行政、団体、連携しまして、できるだけ担い手にとってワンストップで支援が受けられるような形の政策を19年度予算においても工夫していくというふうに考えております。

最後に、高柳委員から御指摘ありましたような、今後どういふ状況の変化があるかわか

らないというのは全くそのとおりだと思います。私どもも農業の構造改革を進める、望ましい農業構造を実現するというのが政策目的でございますので、そういったことに向けて制度の進捗状況を定期的に点検するというようなことは当然だというふうに考えております。

以上でございます。

前川分科会長 ありがとうございます。

では、安倍委員さん。

安倍委員 すみません。今ワンストップで普及計画の体制づくりという御提案がありまして、御承知のこととは思いますが、2年前にドイツに行ったときに、「農業の館」というものがありまして、そこに行きますと、農民連盟と農村女性連盟事務所や農業会議関係とか、税務とか、保険関係とか、全部その「館」の中に整っておりまして、そこに農業者が行けば大体対応できるというそういう施設をラインヘッセン州で見てきたのですけれども、そういうこともありますので、ぜひそのようなものも参考にして、普及体制の整備・充実については御尽力いただきたいと思います。

柄澤経営政策課長 今の安倍委員の御指摘はしっかり受けとめまして、そういったことを我が国においても実現できるように努力していきたいと思っております。

なお、1点、先ほど中村委員からの御質問に対しまして、財源の問題でちょっと不正確なことを申し上げましたので、1点訂正させていただきたいと思っております。

先ほど、でん粉原料用ばれいしょについて抱き合わせユーザー負担というふうに私申し上げてしまったんですが、正確には今般の改正糖価調整法に基づくでん粉調整金ということでございますので、この点正確に申し上げさせていただきます。

以上でございます。

前川分科会長 大変有意義な御質問や御意見をちょうだいして、まだまだこれあるかと思われませんが、一応決められた時間もございますので、私の役割として一応その範囲内に進行を進めてまいりました。まだまだどうしてもおっしゃる方がいらっしゃればですが、もしそうでなければこの辺で一応審議を終了させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」との声あり)

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日のこの諮問事項第1、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の

交付に関する法律」第3条第3項の規定に基づく面積単価及び同条第5項の規定に基づく数量単価について、それから諮問事項の第2、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第4条第2項の金額の算定に関する省令を制定することについては、十分審議をしていただきましたが、これを適当と認める旨議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会で第9条第2項の規定により議事の決定に必要とされている出席委員の過半数は超えておりますので、本分科会は、本件につきまして適当と認める旨議決いたします。

なお、本分科会の議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条第1項の規定によりまして審議会の議決とみなすこととされておりますので、後ほど八木会長の同意を得まして農林水産大臣に答申いたしたいと思っております。

それでは、その答申案をただいま事務局から配付していただきますので、お目通しをいただき、御確認いただきたいと思います。

(答申案配付)

前川分科会長 配付は行き届きましたでしょうか。

答申をこのようにさせていただきたいと思っておりますが、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

前川分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日本日の調査審議事項はこれですべて終了いたしましたので、再び進行を事務局にお返しいたします。

どうも御協力ありがとうございました。

松尾経営政策課室長 前川分科会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ長時間にわたり御議論をいただき、まことにありがとうございました。

なお、本日御説明しなかった資料が幾つかございます。お手元でございますけれども、色刷りのリーフレットでございます。いずれも本日御説明しました制度について役所としてできる限りわかりやすく解説したものであるということでございます。あわせて御活用いただ

ければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の経営分科会を閉会させていただきます。

長時間ありがとうございました。

午後 3 時 5 4 分 閉会